

介護医療院山崎病院 I型介護医療院サービスに関する運営規定

第1条 医療法人金峰会が開設する介護医療院山崎病院が実施する介護医療サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護者に対し、適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第3条 1.介護医療院の従業者は、長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護とその他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う。

2.指定介護医療院の運営にあたっては、地域と家庭との結びつきを重視し、居宅介護事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 介護医療院 山崎病院
- (2) 所在地 高知県高岡郡越知町甲2041-3

(従業員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 介護医療院の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 医師 1名以上
医師は、入所者の病状に応じて、妥当適切に診療を行い、介護医療院に携わる従業員の管理、指導を行う。
- (2) 看護要員
・看護職員 5名以上
・介護職員 7名以上
看護要員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。
- (3) 理学療法士 1名以上
理学療法士は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またその減退を防止するための訓練を行う。

- (4) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、施設サービスの計画の作成を行う。
- (5) 薬剤師 1名以上
薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。
- (6) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、必要な栄養管理を行う。

(入所者の定員)

第6条 当施設は、I型介護医療院であり、施設入所の定員は28人とする。

(介護医療院サービスの内容)

第7条 I型介護医療院サービスの内容は、次のとおりとする。

長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 医療院がI型介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該I型介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、次の各号の合計額とする。

- ① I型介護医療院サービスの提供について厚生労働大臣が定めた額の1割、一定以上の所得のある方は2割又は3割となる。
- ② 厚生労働大臣が定めた居住費（光熱水費相当）
- ③ 食事の提供について厚生労働大臣が示した基準費用額（食材料費+調理費）
- ④ 前各号に掲げるもののほか、I型介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められる費用。

前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(施設利用に当って留意事項)

- 第9条
- 1.入所者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員などの指導による療養を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。
 - 2.入所者は外出、外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届ける。
 - 3.入所者は、施設の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のために施設に協力する。

4.入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第10条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画をたてるとともに、非常災害に備えるために、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 1.従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- ② 継続研修 随時

2.従業員は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3.従業員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させる旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4.医師の宿直はありません。ただしオンコール体勢をとっており入所者の病状の変化により速やかな対応を行う。

5.この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人金峰会山崎病院が定めるものとする。

(附則) この規程は、令和2年4月1日から施行する。